

新宿区住宅まちづくり審議会専門部会設置要綱

平成 28 年 5 月 6 日

28 新都住居 1 6 2 号

（設置）

第 1 条 本要綱は、新宿区住宅まちづくり審議会が、新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例（平成 3 年新宿区条例第 1 号）第 27 条に基づき審議する区の住宅政策に関する重要な事項のうち、特定の事項を調査審議するため、新宿区住宅まちづくり審議会規則（平成 3 年新宿区規則第 44 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する専門部会に関し、必要事項について定める。

（専門部会の組織）

第 2 条 部会に副部会長を置き、部会長の指名する委員をもって充てる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の招集等）

第 3 条 部会は部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第 4 条 部会の庶務は、都市計画部住宅課が担当する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。